



cutting through complexity

「有配当契約を除く契約の測定モデルを微調整し、IASBの焦点は今、有配当契約に関する会計処理にシフトしている。これらの再審議は2014年の後半には最終化されるだろう。」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS
保険リーダー
Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2014年7月に行われたIASBの保険契約プロジェクトについての審議を取り上げています。

ハイライト

契約上のサービス・マージンの事後測定に用いる割引率

有配当契約を除く契約について、以下の計算において、契約の開始時でロックインされた割引率を使用する。

- 契約上のサービス・マージンに係る利息計上
- 契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算

会計方針の変更

割引率の変動による影響の表示に関する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。

有配当契約を除く契約についてのフォローアップ論点に関する決定

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに、最近になって、IASBは保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を再公表した。

IASBは保険契約に関する再審議を2014年に完了し、2015年の前半に最終基準書を公表する予定である。

その他の基準との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存の基準書や将来のプロジェクトと整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」¹)が含まれている。公開草案に含まれる提案事項の多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同提案に沿うように立案されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」が保険者の投資の大部分をカバーすることから、新しい金融商品会計基準(IFRS第9号)においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

2014年7月のIASB会議

IASBは7月の会議において、前回の会議で特定された有配当契約を除く契約の測定モデルのフォローアップ論点について審議した。

IASBは、公開草案に対するコメント回答者のフィードバックを分析し、以下の場合に対して使用する割引率を検討した。

- 契約上のサービス・マージンに係る利息計上
- 契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算

IASBは、契約開始時でロックインされた割引率を使用することを決定した。

さらに、IASBは、割引率の変動に伴う影響を当期純利益またはその他の包括利益(OCI)に表示する会計方針の変更に係る規定について審議し、企業が頻繁に会計方針を変更したり、会計上の望ましい結果を達成するために会計方針を変更するという懸念について検討した。IASBは、割引率の変動に伴う影響の表示に関する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用されることを決定した。

IASBはまた、教育セッションにおいて引き続き有配当契約に関する会計処理について審議した。IASBスタッフは、IASBに対して6月の会議で検討した簿価利回りアプローチの代替案として、利息費用の当期純利益計上額を決定するための実効利回りアプローチを提案した。

IASBメンバーのほとんどは、当該アプローチの潜在的なメリットを認めており、当該アプローチの範囲と方法を理解すること、及び、簿価利回りアプローチとの比較が重要であると認識している。教育セッションでは、特段の決定はなされなかった。しかしIASBは、IASBスタッフに実効利回りアプローチをさらに調査することを指示した。IASBスタッフ・アジェンダ・ペーパーはIASBウェブサイトで確認できる。

IASBは、有配当契約について、OCIに割引率の変動の影響を表示することが認められるのか、または要求されるのか、またどのようにして当期純利益に計上する利息費用を決定するかについて、今後の会議で決定する予定である。

IASBは、次回以降数ヶ月かけて有配当契約に関する審議を継続する予定である。しかしながら、有配当契約に係る決定事項によって変更される可能性があるものの、有配当契約を除く契約の測定モデルに関する再審議は実質的には完了している。今後の会議で審議される残りのその他の論点には、最終基準書の移行規定及び適用日が含まれる。

1 IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を参照。

内容

契約上のサービス・マージンの事後測定に使用する割引率	3
会計方針の変更	9
別表:IASBの再審議の要約	11
マイルストーンと今後のスケジュール	14

契約上のサービス・マージンの事後測定に使用する割引率

有配当契約を除く契約について、契約上のサービス・マージンに係る利息は、契約開始時でロックインされた割引率を使用して計上する。

契約上のサービス・マージンに係る利息計上

論点

公開草案では、契約上のサービス・マージンに係る利息計上には、契約開始時でロックインされた割引率を用いることが提案された。一部のコメント回答者は、以下の理由から、契約上のサービス・マージンに係る利息計上には現在の利率を用いるべきだと主張した。

- 保険負債の他の全ての構成要素と整合させるため
- 実務上の複雑性及び長期契約のロックインされた割引率を履歴管理するコストを避けるため(特に、割引率の変動を当期純利益に反映させる方法を選択した企業)

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、コメント回答者のフィードバックを分析し、契約上のサービス・マージンに係る利息計上にロックインされた割引率を用いることは、以下の理由から適当であると考えた。

ロックインされた割引率を用いることに対するスタッフの議論	スタッフの説明
概念的に正しい。	<p>利息の計上は、企業が報告日時点においてサービスを提供するための現在の価格を反映させるのではなく、以下のタイミングの違いを反映すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 契約の当初認識■ サービスが提供された時点 <p>さらに、ロックインされた割引率を用いることはIFRS第15号と整合し、契約上のサービス・マージンを非保険サービスの前払いと同様に取り扱うことになる。</p>
公開草案における契約上のサービス・マージンの測定モデルの他の側面と整合的である。	<p>契約上のサービス・マージンは、</p> <ul style="list-style-type: none">■ 貨幣の時間価値を考慮して、契約開始時に決定される。■ 割引率の変動の影響によって事後的に調整されない。 <p>結果として、報告日における契約上のサービス・マージンは、契約開始時の見積りとしての貨幣の時間価値を暗に反映している。契約上のサービス・マージンに係る利息計上に対し、ロックインされた割引率を用いることは、このアプローチと整合的である。</p>
割引率の変動の影響がOCIに表示される場合に、現在の利率を用いることから生じるかもしれない複雑性を回避する。	<p>企業が割引率の変動による影響をOCIに表示する方法を選択した場合、現在の利率を用いて算定された契約上のサービス・マージンに係る利息は、キャッシュフローと契約上のサービス・マージンに関連する割引率の変動による影響を整合的に取り扱うために、当期純利益とOCIに分ける必要がある。</p> <p>これは、以下を表示することで実施できる。</p> <ul style="list-style-type: none">■ ロックインされた利率で算定された利息は当期純利益に表示する。■ 現在の利率とロックインされた利率で算定された利息の差額はOCIに表示する。 <p>しかしながら、契約上のサービス・マージンは保険負債が決済されるときの実際の現金支払額とは同額にならないため、OCIに認識された残高は自動的にはゼロに振戻されることになる。すなわち、保険負債とは異なり、契約上のサービス・マージンは、キャッシュフローの見積りの変動時に実際額に調整されることはない。結果として、IASBはOCIからどのように残高を振り戻すかを決定する必要がある。</p>

IASBスタッフは、契約上のサービス・マージンに係る利息計上に用いられる割引率は、割引率の変動による影響を当期純利益で表示するかOCIで表示するかという企業の会計方針に依るべきではないと考えた。企業にいずれかの割引率を使用する選択肢を与えれば、表示方法の選択によって保険負債の測定が異なる結果となり、保険契約を発行する企業間の比較可能性を著しく低下させることになる。

分析の結果、IASBスタッフは、有配当契約を除く契約について、契約上のサービス・マージンの利息計上には契約開始時にロックインされた割引率を使用することを提案した。

IASBの審議

IASBメンバーの中には、特に割引率の変動による影響を当期純利益に表示する方法を選択する企業にとって、実務上の複雑性及びロックインされた割引率の履歴管理のコストを懸念する者もいた。彼らは、企業にロックインされた割引率と現在の利率の選択権を与えることを提案した。しかしながら、IASBスタッフは、異なる割引率を用いることは、異なる保険負債の測定及び収益・費用の認識という結果をもたらすことになることを強調した。その結果、保険契約を発行する企業間の比較可能性を著しく低下させることになる。IASBスタッフはまた、割引率の変動の影響を当期純利益に表示するかOCIに表示するかという選択肢を与える1つの理由として、その選択肢は表示に影響はあるが、保険契約の測定には影響がないということを述べた。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

有配当契約を除く契約について、契約開始時でロックインされた割引率を用いる。

契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算

論点

公開草案では、以下が提案された。

- 契約上のサービス・マージンは、将来のカバー及びその他の将来のサービスと関連する予想キャッシュフローの現在価値の変動について調整される。
- 契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動は、契約開始時の割引率を用いて計算される。

公開草案に対するコメント回答者の中には、契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額を計算するために、どの割引率を使うかが明確ではないと考え、明確化を求める者がいた。他の回答者は、以下の理由により、ロックインされた割引率を使用することに反対した。

- 実務上の複雑性及びロックインされた割引率を履歴管理するコストを正当化できない。
- 現在の利率を用いた方が、より経済コストを反映できる。これらの市場関係者の一部は、予想キャッシュフローの見積りの変動と割引率の変動の影響の両方について契約上のサービス・マージンを調整することを選好していた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動を計算するためにロックインされた割引率を用いることは、保険引受の結果と投資の結果を明確に分離すると考えた。彼らは、仮に、契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動を計算するために現在の利率を用いた場合には、投資の結果として報告されるべき割引率の変動が、契約上のサービス・マージンの償却を通じて、保険引受の結果として報告されることになると主張した。IASBスタッフは、保険契約の存続期間にわたって投資成果を認識することは、投資活動のリターンを適切には反映せず、また、これにより保険契約を発行する企業間の報告結果の比較可能性を低下させることになると考えた。

設例²

事例

- 契約のカバー期間は5年である。
- 保険契約者はカバー期間の期首に1,700の保険料を支払う。
- カバー期間の期末における予想保険金は893である。
- 契約開始時点の割引率は5%であり、2年目の期末に2%へ変化する。
- リスク調整はゼロである。
- 3年目の期末に、企業は保険金を893ではなく1,307と予想した。差額の現在価値はロックインされた割引率5%を適用すると376であり、現在の利率2%を適用すると398である。これらの金額は契約上のサービス・マージンを調整することになる。
- 契約開始時点の契約上のサービス・マージンは、予想保険料の現在価値1,700から予想保険金の現在価値700を控除した1,000である。

2 本設例は、2014年7月のIASBスタッフ・ペーパー2B「利息計算及び契約上のサービス・マージンをアンロックするキャッシュフローの現在価値の算定に使用する割引率」からの抜粋である。

契約上のサービス・マージンの調整表

ロックインされた割引率

年度	1	2	3	4	5	合計
期首残高	1,000	840	662	88	46	1,000
利息計上額 ¹	50	42	34	4	2	132
契約上のサービス・マージンの解放 ²	(210)	(220)	(232)	(46)	(48)	(756)
予想キャッシュフローの現在価値の変動額	–	–	(376)	–	–	(376)
期末残高	840	662	88	46	–	–

注

1. ロックインされた割引率5%を乗じた契約上のサービス・マージンの期首残高
2. 残存カバー期間で除した利息計上額を加えた契約上のサービス・マージンの期首残高

現在の利率

年度	1	2	3	4	5	合計
期首残高	1,000	840	662	66	35	1,000
利息計上額（ロックインされた割引率）	50	42	34	3	1	130
契約上のサービス・マージンの解放	(210)	(220)	(232)	(34)	(36)	(732)
予想キャッシュフローの現在価値の変動額	-	-	(398)	-	-	(398)
期末残高	840	662	66	35	-	-

比較

ロックインされた割引率による						
期末残高と現在の利率による	-	-	(22)	(11)	-	-
期末残高の差額						

当期純利益で認識された金額

ロックインされた割引率

年度	1	2	3	4	5	合計
保険引受損益（契約上のサービス・マージンの解放）	210	220	232	46	48	756
資産運用損益	(50)	(42)	(56) ¹	(4)	(2)	(154)
利益	160	178	176	42	46	602

注

1. 利息計上額(34)に、割引率変更がキャッシュフローの変更に与えた影響(22)を加えたもの

現在の利率

年度	1	2	3	4	5	合計
保険引受損益（契約上のサービス・マージンの解放）	210	220	232	34	36	732
資産運用損益	(50)	(42)	(34)	(3)	(1)	(130)
利益	160	178	198	31	35	602

比較

年度	1	2	3	4	5	合計
保険引受損益（契約上のサービス・マージンの解放）	-	-	-	12	12	24
資産運用損益	-	-	(22)	(1)	(1)	(24)
利益	-	-	(22)	11	11	-

契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算に、ロックインされた割引率を用いる場合、キャッシュフローの変動に対する割引率の変動による影響額(22)は資産運用損益において認識されている。保険引受損益は、割引率の変動による影響を受けず、当初からの予想キャッシュフローの変動のみの影響を受ける。しかし、現在の利率が使用される場合、これらのキャッシュフローに対する割引率の変動による影響が、契約上のサービス・マージンの解放を通じて保険引受損益に認識される。

IASBスタッフはまた、契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算に現在の利率を使用し、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示することを選択した場合、OCI累計額の説明及び算定がより困難になるため、複雑性が増す可能性があると考えた。

分析の結果、IASBスタッフは、有配当契約を除く契約について、契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額を計算するために、契約開始時におけるロックインされた割引率を用いることを提案した。

IASBの審議

この論点に関して一部議論があった。IASBメンバーの1人は、ロックインされた割引率を契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算に使用する場合、財務諸表に認識される予想キャッシュフローの変動の影響は、財務諸表利用者にとって理解が困難になるとを考えた。これは、次の理由からである。

- 貸借対照表目的で保険負債を測定するための履行キャッシュフローは、現在の利率を使用して算定されることになる。
- 契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額は、ロックインされた割引率を用いて算定されることになる。

異なる割引率を適用することから生じる差異は、契約上のサービス・マージンを調整することなく、割引率の変動による影響を表示する企業の会計方針の選択に応じて、当期純利益又はOCIに認識される。このIASBメンバーは、適用する割引率に差がなければ、財務諸表に認識される予想キャッシュフローの変動の影響は、財務諸表利用者にとって理解しやすくなると考えた。しかし、企業が割引率の変動による影響をOCIに表示する会計方針を採用している場合、OCIに認識される金額は自動的にゼロに振り戻されないため、契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算に現在の利率を使用することにより、より複雑になることも認識されている。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

割引率の履歴管理

契約上のサービス・マージンに係る利息計上及び契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算にロックインされた割引率を使用するという今月の決定により、企業が割引率の履歴管理を行う必要があることが確認された。

割引率の変動による影響を当期純利益に表示する会計方針を選択した企業は、財務諸表に割引率の変動による影響を表示するために割引率の履歴管理を行う必要はないだろう。しかし、利息計上及び契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額を計算するために、割引率の履歴管理を行う必要があるだろう。

割引率の変動による影響をOCIに表示する会計方針を選択した企業は、表示目的で割引率の履歴管理を行う必要があるだろう。その結果、契約上のサービス・マージンの利息計上及び契約上のサービス・マージンを調整する予想キャッシュフローの現在価値の変動額の計算にロックインされた割引率を用いることは、実務上の複雑性及びコストの増加レベルの点で同じにはならないだろう。

会計方針の変更

IAS第8号における要求事項は、割引率の変動による影響の表示に関する会計方針に対しても修正されずに適用される。

論点

過去の会議において、IASBは以下を決定した。

- 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益、またはOCIに表示することを選択できる。当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。
- IAS第8号に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ及び企業が保有する資産とそれらの資産の会計処理を考慮して、類似したポートフォリオのグループに同一の会計方針を適用することを明確化するため追加の適用ガイダンスを提供する。

これらの決定について、IASBメンバーの一部は、企業が会計方針を頻繁に変更する、または会計上の望ましい結果が得られる場合に会計方針を変更するとすれば、財務情報の有用性や比較可能性が損なわれるのではないかと懸念した。このため、IASBはスタッフに対し、これらの懸念に対処するために追加の要求事項が必要であるか否かを検討するように求めた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは以下の質問を検討した。

質問	スタッフの見解
保険負債に対する割引率変動による影響の表示に関する会計方針の変更について、追加の要求事項は必要か？	いいえ。IAS第8号における現行の要求事項は、誤用を十分に制限している。IAS第8号においては、 <ul style="list-style-type: none">■ 会計方針の変更は、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する場合に正当化される必要がある。■ 比較可能性は、会計方針の変更の遡及適用及び表示される各期間についての調整額の開示により確保される。 会計方針の頻繁な変更が、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供することを示すのは困難であろう。さらに、会計方針の遡及適用に係るコストは、会計上の望ましい結果につながる会計方針の頻繁な変更を妨げるものだろう。
保険負債に係る会計方針の変更の遡及適用は、金融資産の測定の変更が将来に向かって適用される場合においても適切か？	比較期間における保険負債と金融資産との間におけるミスマッチの発生は、保険負債に係る会計方針の変更の遡及適用に関するIAS第8号の一般的な原則に対する例外を正当化するものではない。保険負債の裏付け資産の構成が変化する場合、企業は、保険負債と関連する資産のミスマッチを減少させるべく、保険負債に関する会計方針の変更を行うかもしれない。しかしながら、企業が保険負債に関する会計方針の変更を行う以前に、現在及び比較期間の財務諸表は資産の構成の緩やかな変化の結果としてのミスマッチを含んでいるかもしれない。保険負債に関する会計方針の変更を行った際の比較情報の修正再表示は、必ずしも追加的なミスマッチを生じさせるわけではない。加えて、IFRS第9号に基づいて会計処理される金融資産は、金融資産の管理に関する事業モデルが変更される場合にのみ将来に向かって分類変更される。しかし、そのような状況が頻繁に発生することは予想されない。IFRS第9号は金融資産の管理に関する事業モデルの変更是極めて稀で、かつ、企業の事業にとって重要で外部の第三者に対して実証可能な外的・内的な変化を受けてのみ決定されるものであると規定している。

結果として、IASBスタッフはIAS第8号の要求事項を修正せずに、割引率の変動による影響の表示に関する会計方針に対しても適用することを提案した。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

IAS第8号に従い、企業は、結果的に財務諸表が信頼性があり、より目的適合性が高い情報を提供する場合にのみ、会計方針を任意に変更する可能性がある。企業は、割引率の変動による影響の表示に関する会計方針の変更がより信頼性があり、目的適合性が高い財務諸表の情報を提供するか否かを決定する際、判断が必要となるかもしれない。財務諸表の情報がより目的適合性のあるものか否かの評価に当たっては、以下が必要となる。

- 保険契約の裏付け資産ポートフォリオを特定する。
- 金利の変動が当該資産に与える影響を会計処理する方法を決定する。

この評価は、資産の変更、または、資産の会計処理の変更があった場合に、変更される可能性がある。

別表:IASBの再審議の要約

再審議におけるIASBの決定は、有配当契約以外のみを対象としている。有配当契約に特有の論点については今後検討する予定であり、IASBスタッフはその際に有配当契約以外の契約に関する暫定決定を見直す必要があるか否かを検討する予定である。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振り戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 有配当契約を除く契約について、以下に対して契約開始時点でロックインされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> 契約上のサービス・マージンに係る利息計上 契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 	無
割引率の変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 割引率の変動による影響の表示に関する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 企業が割引率の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有

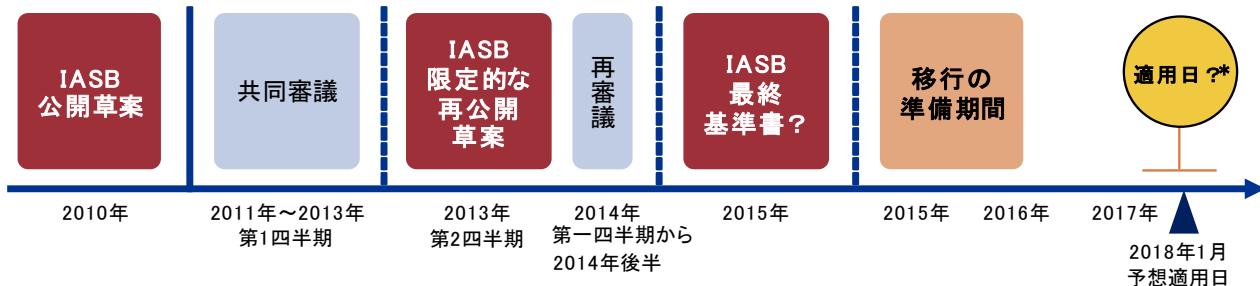
IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
割引率の変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> 現在の割引率を用いて算定された利息費用 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 <p>当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差</p> <ul style="list-style-type: none"> 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用 当期におけるOCIの推移変動 	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット 当期に新たに初認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
他の論点		
契約上のサービス・マージンの損益への認識	<ul style="list-style-type: none"> 契約上のサービス・マージンは保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって損益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> 時の経過に基づき提供される。 保有契約数の推移予想を反映する。 	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
観察可能なデータ がない場合の割引 率の決定	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有
再保険契約から生 じる利得の非対称 な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に損益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は損益に認識しなければならない。 	有
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無 ³
	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。 	有

³ スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年上半期になると予想される。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の発行日は2015年中になると予想しているため、最終基準書が2015年前半に発行された場合、強制適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度になると見込まれる。IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とする暫定決定を考慮すれば、2018年1月1日がIASBの目標であることは明らかである。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

	KPMGの出版物
1	IFRS Newsletter: Insurance contracts (monthly)
2	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
3	Towards the Final Frontier: Business perspectives on the insurance accounting proposals (January 2014)
4	Evolving Insurance Regulation: The kaleidoscope of change (March 2014)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報(IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む)は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取りあげていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)には、IASBの会議、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2014年7月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険 ニューズレター (IFRS - Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報を求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。